

# 特定技能外国人受入支援のご案内

日本全国の事業所をサポート

お申し込みと支援の流れ

特別の法人無料職業紹介所：33-特-000031

登録支援機関：20登-003520

分野の適合性確認

## 特定技能外国人受入・支援相談

下記分野で一定の専門性を有し、即戦力となる特定技能外国人の受入れが可能となりました

| 特定技能対象分野 |         |         | 新規追加分野 |
|----------|---------|---------|--------|
| 介護       | 造船・船舶工業 | 飲食料品製造業 | 自動車運送業 |
| ビルクリーニング | 自動車整備   | 外食業     | 鉄道     |
| 工業製品製造業  | 宿泊      | 航空      | 林業     |
| 建設       | 農業      | 漁業      | 木材産業   |

支援委託契約の締結と受け入れ準備

分野別協議会への加入

全ての義務的支援をサポート

特定技能雇用契約の締結

支援委託契約締結

事前ガイダンス

在留資格変更（認定）許可申請

### 義務的支援の範囲

- ① 事前ガイダンス
- ② 出入国後の送迎
- ③ 住居確保・生活に必要な契約支援
- ④ 生活オリエンテーション
- ⑤ 公的手続等への同行
- ⑥ 日本語学習機会の提供
- ⑦ 相談・苦情への対応
- ⑧ 日本人との交流促進
- ⑨ 転職支援（就労継続困難理由上やむを得ない事情の場合）
- ⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

## 受入企業の届け出義務

1年目  
2年目  
3年目  
4年目  
5年目

受入れ企業での就労開始

生活オリエンテーション

### 受入企業の届出の義務

特定技能雇用契約や受入れ状況に関する各種届出が義務付けられています。

・受入れ企業による届け出は、「随時の届出」と「定期の届出」があり、随時の届出は事由発生日から14日以内、定期の届出は四半期ごとに、翌四半期の初日から14日以内に提出する必要があります。

・届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象となります。また、「受入れ状況及び活動状況に係る届出」「支援実施状況に係る届出」等は、必ず受入れ企業から受入企業の住所を管轄する地方入国管理局へ提出して頂く必要があります。

適正な制度運営をサポート

|          |  |
|----------|--|
| 定期の届出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れ状況に係る届出</li> <li>・ 活動状況に関する届け出</li> <li>・ 支援実施状況に係る届出</li> </ul>   |
| 随時の届出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能雇用契約に係る届出</li> <li>・ 支援計画変更に係る届出</li> <li>・ 受入れ困難に係る届出</li> <li>・ 出入国又は労働に関する法令に関し、不正又は著しく不当な行為（不当行為）に係る届出</li> </ul> |
| 特別に定める届出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野によっては、地方入国管理局への届出に加え、分野所管の行政機関等への報告義務があります。</li> </ul>  |

報告義務と同様に特定技能雇用契約に係る外国人の活動内容に係る文書を作成し、定められた場所に備え置く必要があります。

帰国時の送迎及び確認